

鹿屋体育大学教授会規則

改正	平成16年4月1日
	規則第8号
	平成18年5月11日
	規則第14号
	平成19年3月22日
	規則第6号
	平成23年12月1日
	規則第25号
	平成24年9月27日
	規則第23号
	平成27年3月27日
規則第17号	
平成30年3月29日	
規則第17号	

鹿屋体育大学教授会規則（昭和60年7月3日規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（以下「通則」という。）第44条第2項の規定に基づき、鹿屋体育大学教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 教授、准教授、講師及び助教

（審議事項）

第3条 教授会は、学部に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号の学長が定めるものは、教授会の意見を聴いて学長が定める。

（会議の招集及び議長）

第4条 教授会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、予め学長が指名する副学長又は学長補佐が、その職務を代行する。
- 4 教授会は、議長が必要に応じて開催する。
- 5 議長は、会議の日時及び提出議案を、原則として1週間前（緊急の場合は、遅くとも前日）までに、教授会構成員に通知するものとする。

（議案の提出）

第5条 議案は、原則として議長が提案する。

- 2 教授会の構成員は、議案を教授会に提案することができる。この場合、5人以上の連署を必要とし、その理由を付し、予め議長に提出しなければならない。
- 3 通則第43条第1項に定める常任委員会等の委員長は、審議事項について、当該委員会の議決により議案を教授会に提出することができる。ただし、提案の理由を付し、予め議長に提出しなければならない。

（修正動議）

第6条 教授会の構成員は、議案に対する修正動議を提出することができる。

- 2 修正動議の提出に当たっては、1人以上の賛成者を必要とする。

（定足数及び議決数）

第7条 教授会は、構成員（公務出張を命じられた者、休職及び停職中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局長等の出席）

第8条 事務局長（事務局長に事故があるときは、その代理者）は、教授会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

- 2 議長が必要と認めたときは、関係の職員を教授会に出席させ意見を述べさせることができる。

（事務）

第9条 教授会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営について必要な事項は、教授会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第2条第1項第4号に定める教授、助教授及び専任講師には、国立大学法人鹿屋体育大学通則第35条及び第36条に定める学内共同教育研究施設及び保健管理センターの所属教員を含むものとする。

附 則（平18.5.11規則第14号）

この規則は、平成18年5月11日から施行する。

附 則（平19.3.22規則第6号）
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平23.12.1規則第25号）
この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平24.9.27規則第23号）
この規則は、平成24年9月27日から施行する。

附 則（平27.3.27規則第17号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平30.3.29規則第17号）
この規則は、平成30年4月1日から施行する。